

5種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ・ヒブ）予防接種説明書

この説明書は、令和6年2月時点の国の審議会等の情報に基づき作成しています。接種の開始は4月となり、情報が変更となる場合があります。

この説明書をよく読み、予防接種による効果や副反応、健康被害時の救済制度などをよく理解し、不明な点がある場合は接種を受ける前にお尋ねください。5種混合ワクチンは、ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオ（急性灰白髄炎）およびHib（ヒブ）感染症を予防する効果があります。

1 病気について

（1）ジフテリア

ジフテリア菌がせきやくしゃみなどによって空気中に飛び出し、感染することによって起こります。感染は主にのどですが、鼻腔内にも感染します。症状は高熱、のどの痛み、犬吠様のせき、おう吐などで、偽膜と呼ばれる膜ができて窒息死することもあります。発病2～3週間後には菌の出す毒素によって心筋障害や神経麻痺を起こすことがあるため注意が必要です。

（2）百日せき

百日せき菌がせきやくしゃみをした際に空気中に飛び出して、人に感染することで起こります。最近、長引くせきの特徴とする学童から思春期、成人の百日せきがみられ、乳幼児への感染源となって特に新生児・乳児が重症化する例があるので注意が必要です。

百日せきは、普通のかぜのような症状ではじまります。続いてせきがひどくなり、顔を真っ赤にして連続的にせきこむようになります。せきのあと急に息を吸い込むので、笛を吹くような音が出ます。熱は通常でません。乳幼児はせきで呼吸ができず、くちびるが青くなったり（チアノーゼ）、けいれんが起きるあるいは突然呼吸がとまってしまうことなどがあります。肺炎や脳炎などの重い合併症を起こしやすく、新生児や乳児では命を落とすこともあります。

（3）破傷風

破傷風菌はヒトからヒトへ感染するのではなく、土の中にいる菌が、傷口からヒトの体内に入ることによって感染します。菌が体の中で増えると、菌の出す毒素のために、筋肉の強直性けいれんを起こします。最初は、口が開かなくなるなどの症状が気付かれ、やがて全身の強直性けいれんを起こすようになり、治療が遅れると死に至ることもある病気です。患者の半数は本人や周りの人では気が付かない程度の軽い刺し傷が原因です。土中に菌がいるため、感染する機会は常にあります。

（4）ポリオ（急性灰白髄炎）

ポリオ（急性灰白髄炎）は「小児まひ」ともいわれるポリオウイルスによる感染症で、予防接種の効果により日本では自然流行はありませんが、世界では、まだポリオが発生している国があるため、警戒は世界中で続けられています。ポリオウイルスに感染しても、ほとんどの場合、症状は出ず、一生抵抗力（終生免疫）が得られます。ポリオウイルスに感染すると100人中5～10人には風邪様の症状があり、発熱を認め、続いて頭痛、嘔吐があらわれます。また、感染した人の中で約1,000～2,000人に1人の割合で手足の麻痺を起こします。一部の人には、その麻痺が永久に残ります。麻痺症状が進行し、呼吸困難により死亡することもあります。

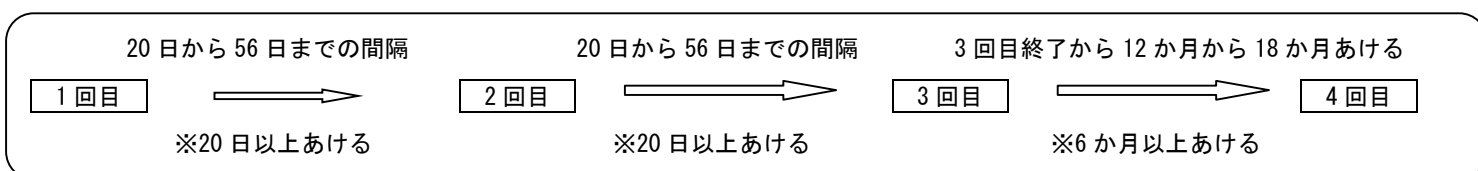
（5）Hib（ヒブ）感染症

インフルエンザ菌、特にb型（Hib:ヒブという）は、中耳炎、副鼻腔炎、気管支炎などの表在性感染症の他、髄膜炎、敗血症、肺炎などの重篤な深部（全身）感染症を起こす乳幼児の重篤な病原細菌です。体の中でもっとも大切な部分ともいえる脳や脊髄を包んでいる膜を髄膜といい、この髄膜に細菌やウイルスが感染して炎症が起こる病気が髄膜炎です。乳幼児の細菌性髄膜炎を起こす細菌はいくつかありますが、Hib（ヒブ）による髄膜炎は5歳未満人口10万対7.1～8.3とされ、年間約400人が発症し、約11%が予後不良と推定されています。生後4か月～1歳までの乳児が過半数を占めています。

2 接種間隔と回数について

（1）対象年齢：生後2か月から生後90か月に至るまでの間にある方

（2）接種回数および標準的な接種間隔



3 副反応について

主な副反応としては、注射部位の紅斑（赤み）、腫れ、硬結などがあります。

以下の副反応が報告されています。

頻度	副反応
5%以上	注射部位の紅斑・硬結・腫脹、発熱、下痢、気分変化
1～5%未満	注射部位の熱感、湿疹、嘔吐、食欲減退、排便回数増加、軟便、上咽頭炎、鼻漏など
1%未満	注射部位の内出血・掻痒感・発疹、紅斑、じんましん、不眠、傾眠、泣きなど
頻度不明	疼痛、小水疱、そう痒症、咽頭紅斑、痰、喘鳴、くしゃみなど

重大な副反応としてはショック、アナフィラキシー様症状（じんましん・呼吸困難・血管浮腫など）、血小板減少性紫斑病、脳症、けいれんなどがあります。

4 予防接種を受けることができない人

- (1) 明らかに発熱（通常 37.5℃以上をいいます。）しているお子さん
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかなお子さん
急性で重症な病気で薬を飲む必要のあるお子さんは、予防接種を受けるとその後の病気の変化がわかりませんので、その日は接種を受けないのが原則です。
- (3) その日に受ける予防接種の接種液に含まれる成分で、アナフィラキシーを起こしたことがあることが明らかなお子さん
「アナフィラキシー」とは通常接種後 30 分以内に起こるひどいアレルギー反応のことです。汗がたくさん出る、顔が急に腫れる、全身にひどいじんましんが出るほか、はきけ、嘔吐、声が出にくい、息が苦しいなどの症状やショック状態になるような、はげしい全身反応のことです。
- (4) その他、医師が「不適当な状態」と診断した場合
上記の(1)～(3)に入らなくても、医師が接種を不適当と診断したときは接種できません。

5 予防接種を受けるに際し、医師とよく相談しなくてはならない人

次に該当すると思われる人は、主治医がいる場合は必ず前もって診ていただいて、予防接種を受けてよいかどうか判断してもらいましょう。

- (1) 心臓病、腎臓病、肝臓病、血液の病気や発育障害などで治療を受けているお子さん
- (2) 過去の予防接種で、接種後 2 日以内に発熱のみられたお子さんおよび全身性発疹、じんましんなどアレルギーを疑う症状がみられたお子さん
- (3) 過去にけいれん（ひきつけ）を起こしたことがあるお子さん
けいれん（ひきつけ）の起こった年齢、そのとき熱があったか、熱がなかったか、その後起こっているか、受けるワクチンの種類などで条件が異なります。必ず、かかりつけ医と事前によく相談しましょう。
- (4) 過去に免疫不全の診断がされているお子さんおよび近親者に先天性免疫不全症の人がいるお子さん
- (5) ワクチンには製造過程における培養に使う卵の成分、抗生物質、安定剤などが入っているものがあるので、これらにアレルギーがあるといわれたことのあるお子さん
- (6) 病気の治療、予防などのためにガンマグロブリン製剤の注射を受けたことがあるお子さんについての接種時期については、かかりつけ医と相談してください。

6 予防接種による健康被害救済制度について

定期接種によって引き起こされた副反応により、生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく給付を受けることができます。健康被害の程度に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了するまたは障害が治癒する期間まで支給されます。

給付申請の必要性が生じた場合には、診察した医師および健康推進課へご相談ください。

また、予防接種法に基づく定期接種として定められた期間を外れて接種を希望する場合、予防接種法に基づかない接種（任意接種）として取り扱われます。その接種で健康被害を受けた場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく救済を受けることとなりますが、予防接種法に比べて救済の対象、額等が異なります。